

市民参加推進計画の見直しについて

1 スケジュール(案)

| 年 度 | 内 容 | |
|------|-----|--|
| 16年度 | 下半期 | フォーラムにおいて、計画55項目の点検 フォーラムを中心に市民参加手法開発研究会を設置 |
| 17年度 | 上半期 | フォーラムにおいて、見直し計画(素案)の検討 |
| | 下半期 | 見直し計画(素案)の作成 |
| 18年度 | 上半期 | 見直し計画の策定 |

見直し計画の全ての策定過程においては、パブリック・コメントの実施はもとより、新たな手法も含めた市民参加手法を積極的に採り入れる。

(参考)

市民参加推進条例(抜粋)

第6条 市長は、市民参加を総合的に推進するための計画(以下「市民参加推進計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、市民参加推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

3 市長は、毎年度、市民参加推進計画に基づき講じる施策の実施計画及びその実施状況を市会に報告しなければならない。

4 市長は、市民参加の推進状況等を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、市民参加推進計画を見直さなければならない。

市民参加手法開発研究会(市民参加推進計画から抜粋)

効果的な市民参加のあり方を研究するため、学識経験者、各種団体、NPO、公募市民、市職員などで構成する「市民参加手法開発研究会」を設置し、新たな市民参加手法の開発に取り組みます。